

入管庁警第58号
令和2年4月3日

入国者収容所長 殿
地方出入国在留管理局長 殿
地方出入国在留管理局支局長 殿

出入国在留管理庁出入国管理部長 石岡 邦章
(公印省略)

収容施設における新型コロナウイルス対策について（指示）

各収容施設において、新型コロナウイルス感染予防の対策が講じられていることにより、現時点で当庁収容施設における感染者は発生していませんが、今般、収容施設内で感染者が発生した場合等の基本的な対応方針を定めましたので、下記に留意の上、各収容施設の実情に応じた適切な対応を執っていただくよう指示します。

記

1 発生に備えた準備

- (1) 各収容施設を所管する保健所や最寄りの感染症指定医療機関との連絡を密にしておく。
- (2) 大規模収容施設においては、航空機の運休が相次ぎ、送還が滞っている現状を踏まえ、収容状況の推移に特に留意するとともに、被収容者を他の収容施設に移収するなどして、収容施設内で感染者又はその疑いのある者が発生した場合において、その分離収容等を行うための収容余力を確保しておくこと。
- (3) 感染者が発生した場合は、被収容者処遇規則に基づき、居室の消毒等必要な措置を講じなければならないことから、あらかじめ消毒薬や防護服等を確保しておくこと。

2 新規入所者への対応

新規入所者に対しては、これが未発症感染者である可能性をも想定し、収容余力を踏まえつつ、入所後2週間程度、他の被収容者と接触しない居室への収容その他の適当な対応を行うよう努めること。

3 感染が疑われる者への対応

- (1) 発熱等の新型コロナウイルス感染が疑われる症状を訴える者については、当面は他の被収容者と接触しない居室（あらかじめ確保しておいた空き収容区又は休養区等）に収容した上で、速やかに医師の診察を受けさせること。

(2) 上記(1)の対応に加え、以下のいずれかに該当する被収容者については、帰国者・接触者相談センター(以下「相談センター」という。)に相談し、受診の必要がある場合は、相談センターが指定する医療機関で受診させること。

ア 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く者(解熱剤を飲み続けなければならない者も同様)。

イ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある者

なお、以下のような者は重症化しやすいため、上記アの状態が2日程度続く場合には、相談センターに相談する。

- ・ 高齢者
- ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある者や透析を受けている者
- ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者

これらは飽くまで目安であり、一律に適用するのではなく、上記(1)において診察した医師の意見を踏まえ柔軟に対応すること。

(3) 上記(2)の指定する医療機関でPCR検査を行った場合、同検査結果が出るまでの間は、当該被収容者については、新型コロナウイルス感染者に準じて、少なくとも後記4(6)及び(7)による対応を行うこととする。

4 新型コロナウイルス感染者発生時の対応

(1) 感染者については、指定医療機関に入院させるか、収容施設での収容を続けるかについては、医師又は保健所の指示を仰ぐこと。

収容施設での収容を続ける場合には、他の被収容者と接触しない居室に収容すること。

また、他の被収容者へのPCR検査実施の可否等については、相談センターの指示を仰ぐこと。

(2) 感染者との濃厚接触者を特定の上、可能な限り、当該濃厚接触者についても他の被収容者と接触しない居室に収容する等、他者への感染を防止する措置を執るとともに、PCR検査の可否等につき相談センターに報告して指示を仰ぐこと。

また、当該濃厚接触者の健康状態を適切に把握しておき、仮に3(2)に掲げる症状が見られた場合は、速やかに相談センターに報告して指示を仰ぐこと。

(3) 感染者が発生した収容区域については、新規の入出所を停止し、他の収容区域への移室(感染者又は濃厚接触者を移室する場合を除く)も停止すること。

(4) 開放処遇を実施している収容施設においては、感染拡大予防の観点から、所管の保健所の指示を仰ぎ、感染者が発生した収容区域における開放処遇の中止を検討すること。

(5) 感染者が発生した収容区域においては、感染拡大予防の観点から、原則、面会を中止すること。

なお、領事官及び弁護士等が面会を申し出た際は、当該状況を十分説明の上、

日時を改めるよう説明すること。

(6) 屋外の運動や入浴の実施については、所管の保健所の指示を仰ぐこと。

(7) 感染拡大防止の観点から、当該被収容者に接する職員には防護服等を着用させ、二次感染の防止を徹底すること。

(8) 感染者が発生した収容区域で勤務していた職員等、濃厚接触者となる職員については、自宅待機とした上で、所管の保健所の指示を仰ぐこと。

また、不足する職員については、他の部門の業務に従事する職員を充てること。

5 その他

(1) 新型コロナウイルスの感染が疑われる被収容者を認知した場合は、本庁警備課警備係に一報するとともに、その後の経過状況を連絡願いたい。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する最新の知見に留意し、厚生労働省等から新型コロナウイルス感染症に関する新たな対応方針が示された場合には、それに従った対応を執ること。